

# 創造的イルミネーション『ヨルノヨ』 パートナーシップ事業 募集要項

## 1 趣旨

クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会は、国内外の多くの方に横浜の夜を楽しんでいただくため、文化芸術創造都市・横浜ならではの創造的なイルミネーションに取り組んでいます。

この創造的イルミネーション事業『ヨルノヨ』と相互に広報協力を行っていただけるイルミネーションや光のイベントを「ヨルノヨ パートナーシップ事業」として募集し、街の回遊性を高め、双方の事業の盛り上げを図ります。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

## 2 対象となる事業

パートナーシップ事業の対象は、次の(1)～(8)の要件をいずれも満たす事業とします。

(1) 「イルミネーション」や「光」に関するイベントであること(関連イベントも含む)。

(例) 地域で実施しているイルミネーション、プロジェクションマッピング、キャンドルイベント、光のアート展示やそれらに関連して行われるイベント(イルミネーションウォーク、イルミネーションクルーズ等)

(2) 『ヨルノヨ』とともに、横浜のナイトタイムを盛り上げる事業であること。

(3) 原則として、令和4年10月下旬から令和5年1月上旬までの間に、横浜市都心臨海部(横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区)等で実施すること。

※開催期間に1日でも開催日が含まれる事業は可とします。

(4) 次のいずれかの方法により、『ヨルノヨ』の開催を広報していただけること。

※開催日時、場所が確定していない場合は、確定後に申請してください。

ア 申請者が作成するチラシ等の印刷物や Web サイトなどに「ヨルノヨ パートナーシップ事業」の名称等を掲載

イ 申請者の SNS 等を活用した『ヨルノヨ』の情報発信(ヨルノヨ 公式 SNS のフォロー、ハッシュタグをつけての投稿、リツイート等)

(5) 政治活動や宗教的活動を目的とする事業でないこと

(6) 特定の団体等を対象とした事業でないこと

(7) 暴力団が関与する事業でないこと

(8) 公序良俗に反する事業でないこと

## 3 実行委員会による主な広報協力

(1) パートナーシップ事業の事業名と写真を、市役所や観光案内所等のサイネージで紹介します(11月下旬～1月上旬予定)

(2) 申請書の内容(事業名、開催期間、開催場所、事業内容等)を公式 Web サイトで紹介します(11月中旬～1月上旬予定)。

(3) ヨルノヨと併せて横浜の街を楽しんで頂く事を目的に作成する「回遊 MAP」に申請書の内容(事業名、開催期間、開催場所)及び写真を記載し、PR します(11月中旬～1月上旬予定)。

※昨年度のリーフレットは MAP に統合

(4) ヨルノヨの公式 Twitter 等で、申請書の内容(事業名、開催期間、開催場所、事業内容)及び写真を記載しパートナーシップ事業をタイムリーに紹介します(10月中旬～1月上旬予定)

## 【参考:昨年度の広報】

- ・公式 Web サイトでのパートナーシップ事業の紹介  
<https://yorunoyo.yokohama/partnership/>
- ・公式 Twitter でのパートナーシップ事業の紹介  
[@yorunoyo2021](https://twitter.com/yorunoyo2021)

## 4 応募締切

令和 4 年 10 月 10 日(祝月)まで **【必着】**

## 5 申請方法

### (1) 提出様式

①ヨルノヨ パートナーシップ事業申請書(様式 1)

※申請書は、実行委員会ホームページからダウンロードできます。

<https://creative-light-yokohama.jp/offering/>

②広報用写真(1~3 点)

※写真サイズ 300×300 ピクセル程度・350dpi 以上

※申請書や写真は返却しません。

### (2) 提出方法

原則、電子メールにより提出してください。

※電子メールでの提出が難しい場合は、下記、実行委員会広報事務局にご相談ください。

### (3) 申請書提出先

クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会

広報事務局(株式会社京急アドエンタープライズ内) ※平日 10 時~17 時

永井(ながい) 電話:070-3616-3726

草本(くさもと) 電話:080-5894-5783

E-mail: [cl-yokohama\\_b5r@keikyu-group.jp](mailto:cl-yokohama_b5r@keikyu-group.jp)

## 6 決定の連絡

実行委員会広報事務局において申請内容を確認し、広報連携事業の決定を行います(決定までに 1~2 週間を要します)。実行委員会広報事務局は、結果を申請者に電子メールにて通知します。

なお、申請時の内容に虚偽の記載があった場合には、決定を取り消すことがあります。

## 7 事業変更について

決定後にイベント内容等の変更や中止があった場合は、速やかに、「変更(・中止)届出書(様式 2)」に記入の上、Eメール等でお送りください。

## 8 その他

(1) 申請書の「Web サイト掲載内容」欄にご記入いただいた内容は、公式 Web サイトに掲載(11 月中旬予定)しますので、公開可能な情報をご記入ください。

(2) やむを得ず事業の内容を変更・修正する必要がある場合は、速やかに実行委員会広報事務局までご連絡ください。

(3) 申請書の作成等に必要経費は、各申請者の負担とします。

(4) 事業終了後は、速やかに「報告書(様式 3)」に記入の上、Eメール等でお送りください。

併せて、報告書裏面のアンケートにもご回答をよろしくお願いいたします。

## 9 お問い合わせ

クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会

広報事務局(株式会社京急アドエンタープライズ内) ※平日 10 時～17 時

永井(ながい) 電話:070-3616-3726

草本(くさもと) 電話:080-5894-5783

E-mail: [cl-yokohama\\_b5r@keikyu-group.jp](mailto:cl-yokohama_b5r@keikyu-group.jp)